

## 第6期第35回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月20日(木) 午前9時30分から午前9時56分
2. 開催場所 むかわ町産業会館第1研修室及び穂別町民センター ツツジホール
3. 出席委員 ○(26名)
4. 欠席委員 △(1名)

1番	清瀬 利一	△	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	○	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	○	20番	遠藤 一三	○			

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地法第3条の規定による許可申請に伴う許可書の交付に関する件
- 第7 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第8 議案第2号 現況証明願いの発給に関する件

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助  
 穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

### 7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会 長 | 【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席委員は、1番・清瀬委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第35回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、25番・田代英孝委員と26番・藤江政利委員の両名を指名したいと思います。鵜川地区、よろしいでしょうか。

鵜川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、よろしいでしょうか。

穂別地区 (異議なし)

議長 それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案2件の合わせて6件です。従って、会期は本日一日にしたいと思います。鵜川地区、よろしいでしょうか。

鵜川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、よろしいでしょうか。

穂別地区 (異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 【報告第1号、説明】

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。1件・2筆・8,855㎡となっています。

1番は、地域の担い手へ農地の集約化を行うため、解約を行ったものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、鵜川地区、質疑はありませんか。

鵜川地区 (異議なし)

議	長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	事	<p>【報告第2号、説明】</p> <p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>5月につきましては、議案に記載のとおり、5月7日に川西地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定3件、穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、鶴川地区、質疑はありませんか。
鶴川地区		(異議なし)
議	長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	<p>【報告第3号、説明】</p> <p>報告第3号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。</p> <p>議案書5ページをお開き願います。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
18番		1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議 長	<p>ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、鶴川地区、質疑はありませんか。</p>
鶴川地区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂別地区	(異議なし)
主 任	<p>質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 報告第4号「農地法第3条の規定による許可申請に伴う許可書の交付に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p><b>【報告第4号、説明】</b> 報告第4号、農地法第3条の規定による許可申請に伴う許可書の交付に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書7ページをお開き願います。 本件につきましては、3月25日開催の第33回総会におきまして、競売事件に関する買受適格者の証明について審議し、買受適格証明書を発行したところでございます。その後、4月2日から4月12日までの期間で入札が行われ、4月15日開札の結果、●●さんが買受申出者となり、裁判所から発行された期間入札調書を添付した農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出がありましたので、会長の専決により許可書を交付したものであります。 以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、鶴川地区、質疑はありませんか。</p>
鶴川地区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂別地区	(異議なし)
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第4号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第7 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。 なお、本案件中、●●委員が被設定人となっており、議事参与ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。 鶴川地区、ご異議はありませんか。</p>
鶴川地区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、ご異議ありませんか。</p>

穂別地区

(異議なし)

議長

異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主任

【議案第1号、説明】

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書10ページから、所有権移転1件です。

こちらにつきましては、報告第3号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転です。

続きまして、議案書12ページから、利用権設定4件です。

1番につきましては、農地所有者である●●さんの経営規模縮小による利用権設定です。

2番につきましては、報告1号でご報告申し上げましたとおり、新たに地域の担い手へ農地の集約化を行うため、利用権の設定をするものです。

3番につきましては、亡くなった●●さんの相続協議が終了し、新たに地域の担い手へ利用権設定するものです。

4番につきましては、相続登記は完了しておりませんが、協議は終了しているため、地域の担い手へ利用権設定するものです。

以上、所有権移転1件1筆、利用権設定4件18筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては所有権移転につきましては、議案書11ページ、利用権設定につきましては、議案書14ページから17ページに添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑について、鶴川地区、質疑はありませんか。

鶴川地区

(異議なし)

議長

穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区

(異議なし)

議長

質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。

鶴川地区

(異議なし)

議長

穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第8 議案第2号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主事

【議案第2号 朗読及び説明】

議案第2号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。

1番の申請地は、願出人の●●さんの所有地ですが、公簿地目が農地となっており、願い出を受けたものです。

2番の申請地は、願出人の●●さんの所有地ですが、公簿地目が農地となっており、願い出を受けたものです。

現地確認結果として、議案に記載のとおり、1番は宅地化、2番は雑種地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

以上2件、20ページから21ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番

1番について、現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、宅地化など非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

13番

2番について、現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、雑種地化など非農地状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。

鶴川地区

(異議なし)

議長

穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、6月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。